第五条に次の四号を加える。

十　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十一　豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十二　小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

十三　小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

第六条の見出し及び同条第一項中「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に改め、同項第二号中「（昭和四十九年法律第九十二号）」及び「土地利用基本計画」を削り、同項第八号中「、造成、改良」を削り、「都市・地域整備局」を「都市局及び住宅局」に改め、同項第九号及び第十号を削り、同項第十一号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同項第十四号中「国土調査」を「地籍調査その他の地籍整備」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。

十四　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

第六条第一項第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

十六　測量業の発達、改善及び調整に関すること。

第六条第一項に次の三号を加える。

十七　公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。

十八　直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。

十九　直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

第六条第二項を削る。

第七条の見出し及び同条第一項中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同項第一号中「国土計画局」を「国土政策局」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）及び中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）の施行に関すること。

第七条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を削り、同項第四号中「防止」の下に「並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること。

四　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。

第七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「土地・水資源局」を「水管理・国土保全局」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十六号を削り、第二十五号を第二十六号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。）に要する資金の貸付けに関すること並びに土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の前に次の二号を加える。

十七　新住宅市街地開発事業に関すること。

十八　新都市基盤整備事業に関すること。

第七条第一項第二十八号及び第二十九号並びに第二項を削る。

第八条の見出し及び同条第一項中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改め、同項第十四号を同項第十七号とし、同項第十三号中「第一号、第二号及び第五号から第八号まで」を「第三号、第四号、第七号及び第九号から第十一号まで」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「総合政策局の所掌に属する」を「交通に関連する防災に関する事務に係る」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号中「、下水道」を削り、「第百二条第一号」を「第九十七条第一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第九号を第十二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　下水道に関すること。

第八条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第八条第二項中「前項第一号」を「第一項第三号」に、「、第六号」を「、第九号」に、「第七号」を「第十号」に、「、第八号」を「、第十一号」に、「第十三号（同項第六号から第八号まで」を「第十六号（同項第九号から第十一号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　水資源部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

3　下水道部は、第一項第八号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあっては、工事の指導に関することに限る。）をつかさどる。

第十条第二号中「土地・水資源局及び都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　宅地の供給に関連する公共施設の整備に関する助成に関すること。

第十条第二号の次に次の一号を加える。

三　地方住宅供給公社の行う業務に関すること。

第十一条第二号中「土地・水資源局及び都市・地域整備局」を「土地・建設産業局及び都市局」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同項第二号中「政策統括官」を「総合政策局」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「空港部は、第一項第六号」を「航空ネットワーク部は、前項第一号に掲げる事務（交通管制部の所掌に属するものを除く。）、同項第六号」に、「管制保安部」を「安全部及び交通管制部」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「技術部」を「安全部」に、「管制保安部」を「交通管制部」に、「並びに同項第四号、第五号及び第九号」を「、同項第四号及び第五号に掲げる事務、同項第六号に掲げる事務（空港等の安全の確保に関することに限る。）並びに同項第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「管制保安部は、第一項第三号」を「交通管制部は、第一項第一号に掲げる事務（空域の効率的な利用による航空交通の円滑化のための方策に関する企画及び立案に関することに限る。）、同項第三号」に改め、同項を同条第四項とする。

第十七条第一号を削り、同条第二号中「に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括」を「のうち、重要な政策の調整」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号から第十二号までを削り、第十三号を第二号とし、第十四号から第十七号までを十一号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第一章第二節第一款中同条の次に次の一条を加える。

（国際統括官の職務）

**第十七条の二**　国際統括官は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、重要な政策の調整に関する事務をつかさどる。